

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
平成29年2月2日	アートバンライン株式会社 法人番号(5120901015088) 代表者寺田寿男	大阪府茨木市島3-5-48	岡山営業所	岡山市北区吉備津1154-3	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	岡山労働局長より自動車運転者の労働条件改善のための通知を受けたことを端緒として、平成28年7月13日及び同年同月27日に監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)	12	2
平成29年2月13日	有限会社日本海商事 法人番号(3280002010974) 代表者小平勲	島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾9番地1	安来営業所	島根県安来市黒井田町736番地5	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	島根労働局との合同監督監査対象として選定されたことを端緒として、平成28年12月7日に松江労働基準監督署と合同監督監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
平成29年2月15日	有限会社八千代運輸 倉庫 法人番号(2240002031240) 代表者宮中隆	広島県安芸高田市八千代町大字上根字大地原1208-2	本社	広島県安芸高田市八千代町大字上根字大地原1208-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項及び第4項	平成27年9月9日山陽自動車道下り線において死亡事故を惹起したこと、また広島労働局長から自動車運転者の労働条件改善のための通知を受けたことを端緒として、平成28年4月22日及び同年6月10日に監査実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)	9	6